

国際関連情報 IFRS 財団及び IASB 情報

IASB の動向
(2020 年 5 月～2020 年 7 月)ASBJ 専門研究員 まつお けいすけ
松尾 圭祐

I. 基準等の公表

1. IASB が IFRS 基準に対するいくつかの狭い範囲の修正を公表 (2020 年 5 月 14 日)

国際会計基準審議会 (IASB) は IFRS 基準に対するいくつかの狭い範囲の修正を公表した。これらの修正には、3つの IFRS 基準に対する狭い範囲の修正と、IFRS 基準の年次改善が含まれる。年次改善は、IFRS 基準の文言を明確化するか、又は比較的軽微な意図しない帰結、見落とし若しくは基準の要求事項の間での矛盾を訂正するかのいずれかの変更である。

- IFRS 第 3 号「企業結合」の修正は、企業結合に対する要求事項を変更することなく、IFRS 第 3 号における参照を 2018 年に改訂された「財務報告に関する概念フレームワーク」に更新するものである。
- IAS 第 16 号「有形固定資産」の修正は、企業が意図した使用に向けて有形固定資産を準備している間に生産された物品の販売から受け取った金額を有形固定資産の取得原価から控除することを禁止し、代わりに、そのような販売による売上及び関連する費用を純損益で認識するものである。
- IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の修正は、企業が、契約が不利かどうか

を評価する際に、どのコストを含めるかを明確にするものである。

- 年次改善は、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」、IFRS 第 9 号「金融商品」、IAS 第 41 号「農業」、及び IFRS 第 16 号「リース」の設例に比較的軽微な修正を行うものである。

これらの修正は 2022 年 1 月 1 日に発効する。

2. IASB が covid-19 に関連した賃料減免に関しての IFRS 第 16 号の修正を公表 (2020 年 5 月 28 日)

IASB は、家賃免除や一時的な家賃減額などの新型コロナウイルス感染症 (covid-19) に関連した賃料減免について、借手の会計処理を容易にするために、IFRS 第 16 号の修正を公表した。

この修正により、借手は covid-19 パンデミックの直接の結果として生じる賃料減免がリースの条件変更であるかどうかを判断するために個々のリース契約を検討する必要がなくなり、リースの条件変更ではないかのように賃料減免を会計処理することができる。これは、2021 年 6 月 30 日までのリース料の支払いを減額する covid-19 に関連した賃料減免に適用される。

IFRS 第 16 号は、借手がリース料の変更 (賃

料減免を含む。)をどのように会計処理すべきかを定めている。しかし、利害関係者が covid-19 パンデミックの間に直面する多くの課題を考慮すると、大量となり得る covid-19 に関連した賃料減免にそれらの要求事項を適用することは、実務的に困難である可能性がある。このオプションとしての免除により、借手は適時に救済され、投資家にリースに関する有用な情報を提供し続けることができる。この修正は貸手には影響を与えない。

この修正は 2020 年 6 月 1 日以後開始する事業年度に適用される。早期適用が認められ、救済が最も必要なときに確実に利用できるようにするため、借手は発行が未承認である(期中又は年度の)財務諸表において直ちにこの修正を適用できる。

IASB のハンス・フーガーホースト議長は、「この修正は、投資家に有用な情報を提供しながら、借手、特に多くのリース契約を締結している借手が covid-19 に関連した賃料減免を会計処理することが容易になるように設計している。」と述べた。

3. IASB が IFRS 第 17 号「保険契約」の適用を支援するための修正を公表(2020 年 6 月 25 日)

IASB は、IFRS 第 17 号を適用することを支援し、企業が財務業績の説明を容易にすることを目的とした IFRS 第 17 号の修正を公表した。

IASB が 2017 年 5 月に IFRS 第 17 号を最初に公表したときに導入された基本原則は影響を受けない。利害関係者からのフィードバックに対応する修正は、次のように設計されている。

- 基準のいくつかの要求事項を簡素化することにより、コストを削減する。
- 財務業績の説明を容易にする。
- 基準の発効日を 2023 年に延期し、IFRS 第 17 号を初めて適用するときに必要な労力を

軽減する追加の緩和策を提供することにより、移行を容易にする。

IASB のハンス・フーガーホースト議長は、「我々はフィードバックを聞き、長らく公表が待たれていた基準の適用について企業を支援するための IFRS 第 17 号の変更を行った。」と述べた。

発効日を 2 年延期し、2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度とすることは、世界中の法域における修正された IFRS 第 17 号のアドプションのための時間を与えることが意図されている。これは、より多くの保険者が同時に新たな基準を適用することを可能にする。

IASB はまた、従前の保険契約の基準である IFRS 第 4 号「保険契約」の修正を公表した。条件を満たす保険者は引き続き、IFRS 第 9 号「金融商品」と IFRS 第 17 号とを併せて適用することができる。

4. IASB が「負債の流動又は非流動への分類」(IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正)の発効日を 1 年延期する修正を公表(2020 年 7 月 15 日)

IASB は、「負債の流動又は非流動への分類」(IAS 第 1 号の修正)の発効日を 1 年延期する修正を公表した。

「負債の流動又は非流動への分類」(IAS 第 1 号の修正)は 2020 年 1 月に公表され、2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用するとされた。しかし、IASB は、covid-19 パンデミックに対応して、この修正から生じる分類の変更を導入するためのより多くの時間を企業に与えるため、発効日を 1 年延期した。「負債の流動又は非流動への分類」(IAS 第 1 号の修正)は 2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用される。

IASB は、発行日の延期以外には「負債の流動又は非流動への分類」(IAS 第 1 号の修正)

を変更していない。

なお、この修正に対する公開草案は 2020 年 5 月 4 日に公表され、2020 年 6 月 3 日にコメントが締め切られた。

II. その他の IFRS 財団関連のプレスリリース

1. Zach Gast 氏を IASB 理事に任命 (2020 年 6 月 22 日)

IASB のガバナンス及び監督を担う IFRS 財団の評議員会は、Zach Gast 氏を 2020 年 8 月 1 日付で IASB 理事に任命した。

Gast 氏は、20 年以上の投資経験を有している。独立の投資リサーチの提供者である財務調査分析センター (CFRA) で社長を務め、同社のフォレンジック会計及び株式リサーチ戦略を指揮していた。

それ以前には、2009 年から 2013 年まで Paulson & Co でシニア・バイス・プレジデントを務め、2005 年から 2009 年までは CFRA で金融セクターの株式分析のセクター・リードを務めた。また、2018 年からは米国財務会計基準審議会 (FASB) の財務会計基準諮問会議のメンバーも務めている。Georgetown 大学で MBA を取得している。

IASB は、さまざまな専門分野及び地理的背景を持つメンバーで構成されている。6 月 30 日で 2 期目の任期が終了する Gary Kabureck 氏が退任し、Gast 氏がアメリカ議席の 1 つを

埋めることになる。

III. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会会議

IASB の会議は、テレビ会議により 5 月 20 日及び 21 日、6 月 23 日から 25 日並びに 7 月 22 日及び 23 日に開催された。これに加えて、補助的な会議として 5 月 15 日にテレビ会議により開催された。

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は、2020 年 6 月 16 日にテレビ会議により開催された (詳細については、本誌 71 頁の「2020 年 6 月の IFRS-IC 会議における議論の状況」及び本誌 75 頁の「IFRS-IC 会議 (2020 年 6 月) 出席報告」を参照いただきたい)。

IV. その他の IASB 関連会議

- 2020 年 5 月 11 日及び 12 日 新興経済グループ (EEG) 会議 (テレビ会議)
- 2020 年 5 月 27 日及び 28 日 IFRS 諮問会議 (IFRS-AC) (テレビ会議) (詳細については、本誌 81 頁の「IFRS-AC 会議 (2020 年 5 月) 出席報告」を参照いただきたい)
- 2020 年 6 月 9 日から 11 日 IFRS 財団の評議員会の会議 (デュー・プロセス監督委員会 (DPOC) 会議を含む。) (テレビ会議)